

(米ス少 5)

米原市スポーツ少年団単位団活動促進補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この補助金は、米原市スポーツ少年団加盟各単位団（以下単位団という。）のスポーツ少年団として活動を行うことにおいて、青少年の育成と活動を支援することを目的とし、単位団に対し予算の範囲内で交付します。

(対象)

第2条 補助対象は、「単位団活動促進補助金」からなるものとし、対象は、米原市スポーツ少年団および日本スポーツ少年団に登録している満3歳から中学3年生までの団員および、日本スポーツ少年団が定める指導員のうち認定育成員および認定員を対象とする。ただし、指導員は1単位団あたり10人を上限とします。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとします。

種 類	対 象	金 額
均 等 割	1単位団あたり	20,000円/団
人 数 割	団員（満3歳から中3）	2,000円/人
	指導員（有資格者）	1,500円/人

◆ 有資格者とは、日本スポーツ少年団育成指導員または認定指導員の資格を所有し、当該年度に登録をされた指導員をいう。

(交付申請)

第4条 この補助金を受けようとする単位団は、米原市スポーツ少年団に毎年度9月末日までに補助金交付申請書（様式5-1）、事業実施計画書（様式5-2）、収支予算書（様式5-3）を提出します。

(交付申請内容の変更)

第5条 第4条に基づく申請の内容を変更する場合は、米原市スポーツ少年団に毎年度10月末日までに補助金交付変更申請書（様式5-4）、収支予算書（変更交付申請）（様式5-5）を提出します。

(交付決定)

第6条 第4条により単位団より申請があった場合は、第3条の規定により補助金の額を決定し、単位団活動促進補助金（変更）交付決定通知書（様式5-6）により通知します。

2 第5条により、単位団より変更の申請があった場合は、第3条の規定により補助金の変更の額を決定し、単位団活動促進補助金（変更）交付決定通知書（様式5-6）により通知します。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、実施計画書、収支予算書、団員登録を審査後、交付決定を経て、補助金を単位団活動補助金交付請求書（様式5-11）により請求できます。

(実績報告)

第8条 第4条により申請した単位団は、事業実施後すみやかに交付決定に基づき、単位団活動促進補助金実績報告書（様式5-7）、事業実績報告書（様式5-8）、収支決算書（様式5-9）を提

出します。

(補助金の額の確定)

第9条 第8条により単位団より実績報告があった場合は、その内容を審査し適切と認めるときは、補助金の額を確定し、単位団活動促進補助金額の確定通知書(様式5-10)により通知します。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、米原市スポーツ少年団本部長が定めます。

付 則	この要綱は、公布の日から施行し、平成17年	4月	1日から適用する。
	この要綱は、公布の日から施行し、平成18年	4月	1日から適用する。
	この要綱は、公布の日から施行し、平成20年	4月	1日から適用する。
	この要綱は、公布の日から施行し、平成26年	4月	1日から適用する。
	この要綱は、公布の日から施行し、平成28年	4月	1日から適用する。
	この要綱は、公布の日から施行し、平成29年	4月	1日から適用する。

★ 補助金申請について

(平成28年4月訂正)

1. 補助金の対象となる団体について

- ① 次の条件を満たすもの
 - ・米原市スポーツ少年団に加盟する単位団

2. 基準人数について

- ① 基準となる人数は、その年度の交付申請時点で日本スポーツ少年団に登録している団員および有指導者の人数を基準とします。
- ② 有資格者とは、日本スポーツ少年団育成指導員または認定指導員の資格を所有し、当該年度に登録をされた指導者のうち10人までを対象とします。

3. 交付申請手続き方法について

- ① 補助対象者は、補助金交付申請書等（様式5-1、5-2、5-3）にて申請します。
- ② 審査後、補助金交付決定通知（様式5-6）が送付されます。
- ③ 交付決定後補助金を請求（様式5-11）できます。
- ④ ①の申請を変更する場合は、補助金変更交付申請書（様式5-4、5-5）にて申請します。
- ⑤ 審査後、補助金（変更）交付決定通知（様式5-6）が送付されます。
- ⑥ 交付決定後補助金を請求（様式5-11）できます。
- ⑦ 事業終了後すみやかに、補助金実績報告書（様式5-7、5-8、5-9）を提出します。
- ⑧ 実績審査後補助金額の確定通知（様式5-10）が送付されます。

4. 注意事項

補助金の申請は、9月末までに行ってください。申請後、9月末までに追加登録があった場合は、変更交付申請書により申請をしてください。10月以降の追加登録については、補助金の対象となりません。